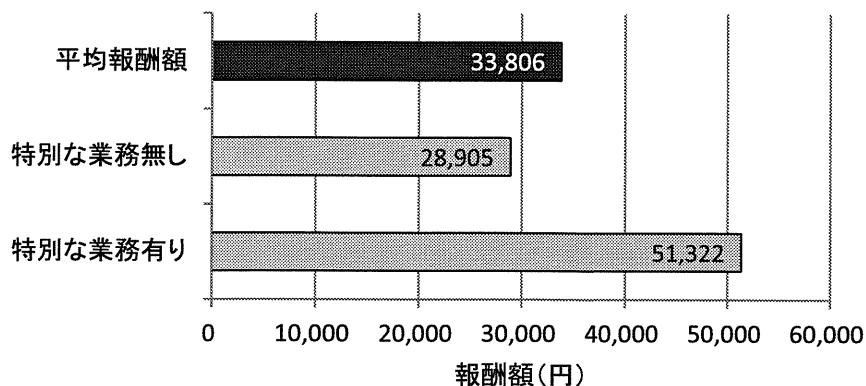


**図12-13 1ヶ月あたりの平均報酬額
(特別な業務の有無)**



さらに、この関係について統計的検定（t検定 表12-5）を行ったところ、特別な業務の有無に応じて平均報酬額の間に統計的に有意な差（危険率1%）が生じていることが証明された。

表12-5 t検定(特別な業務の有無と後見報酬額)の結果

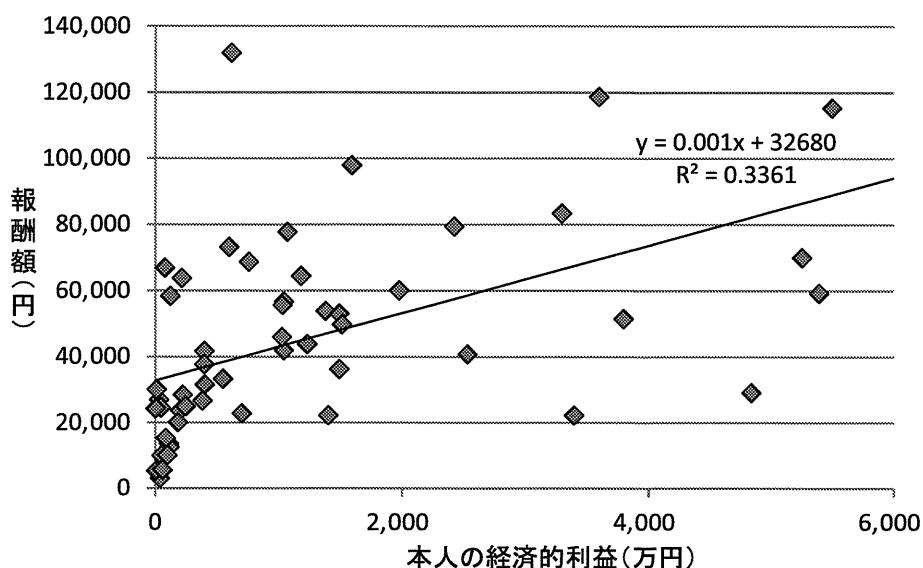
	t 値	N
特別な業務の有無	-6.611 **	67

** p < .01

さらにこの特別な業務と報酬額の関係について、より詳細に分析すると次のようになる。

まず、特別な業務が実施されることによって本人が得られた経済的利益の金額と、後見報酬額との間の関係を散布図にして表してみる（図12-14）。そうすると、特別な業務による経済的利益が増加するに従って、後見報酬額も増えるという相関関係が両者の間に成立していることが見て取れる。

図12-14 特別な業務と報酬額の関係



さらにこのことをより客観的に明らかにするために、両変数間の関係について回帰分析（表12-6）を行ったところ、両者の間に統計的に有意な相関関係（危険率1%）が成立していることが証明された。

表12-6 回帰分析(特別な業務による経済的利益と後見報酬額の関係)の結果

	調整済み R ²	N
回帰	.411**	52

	標準回帰係数	有意確率
特別な業務	.650**	.000

** p < .01

(7) 身上監護活動と報酬額の関係

以上、本人の保有資産や収支、特別な業務など、主に後見活動のうち財産管理に関わる諸要素と後見報酬との間の関係について検討してきた。

この財産管理は、後見活動における中核的業務として位置づけられているが、それと同じく重視すべき活動と一般にみなされているのが身上監護である。後見人等は、法律(民法858条)によって本人の身上配慮義務が課せられていることから、後見人等は本人の財産管理だけで十分とするのではなく、常に本人の心身の状態や生活の状況にも配慮した活動を行うことが求められているのである。

このような観点から、後見人等によって行われている身上監護は、実際にはどの程度報酬に反映されているかということが問題となる。以下、この身上監護と後見報酬との間の関係について検討してみたい。

一般に本人の身上監護を行うためには、後見人等が本人に直接会って、ある程度の時間を費やしながら本人と接することが非常に重要となる（本人に直接会わずに、またほとんど時間を使わずに、本人の身上監護を行うことは極めて困難であろう）。このような観点から、身上監護の実施状況を表す代表的指標として、後見人等による本人との「面会回数」とその「面会時間」を、ここでは主に用いることとした。

次に示すのは、①後見人等による1カ月あたりの本人との面会回数、②面会1回あたりの面会時間、③1カ月あたりの面会時間と、後見報酬との間の関係について、それぞれ散布図にして表したものである（図12-15～17）。

すると、これらの散布図から、本人との面会回数やその面会時間と後見報酬との間には、ほとんど何の関係も成立していないことを見て取ることができる。

図12-15 面会回数(1ヶ月あたり)と報酬額の関係

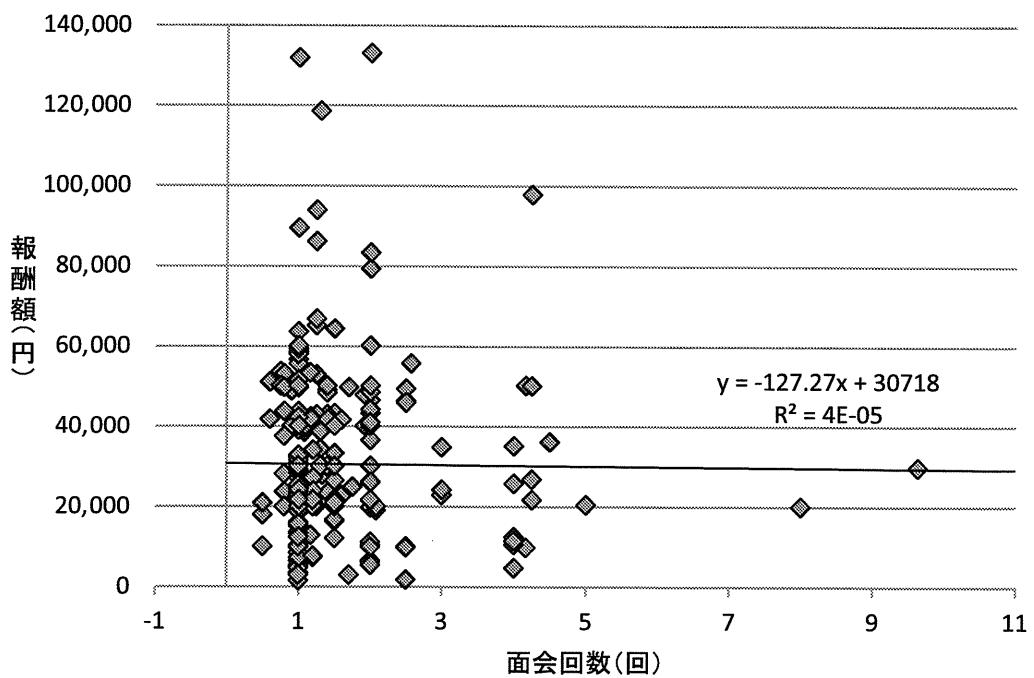


図12-16 面会時間(面会1回あたり)と報酬額の関係

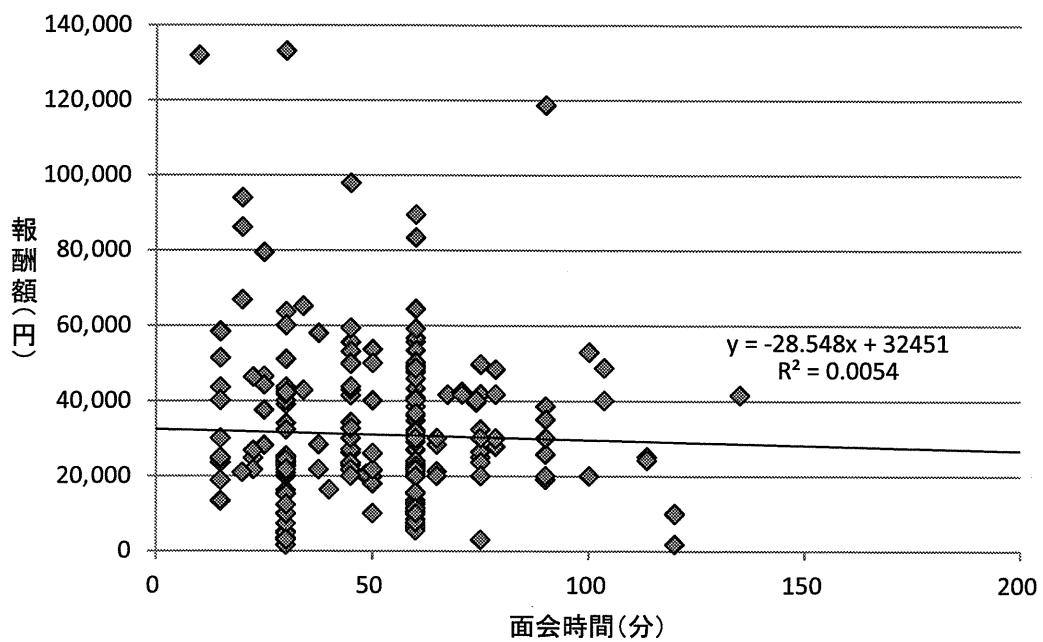
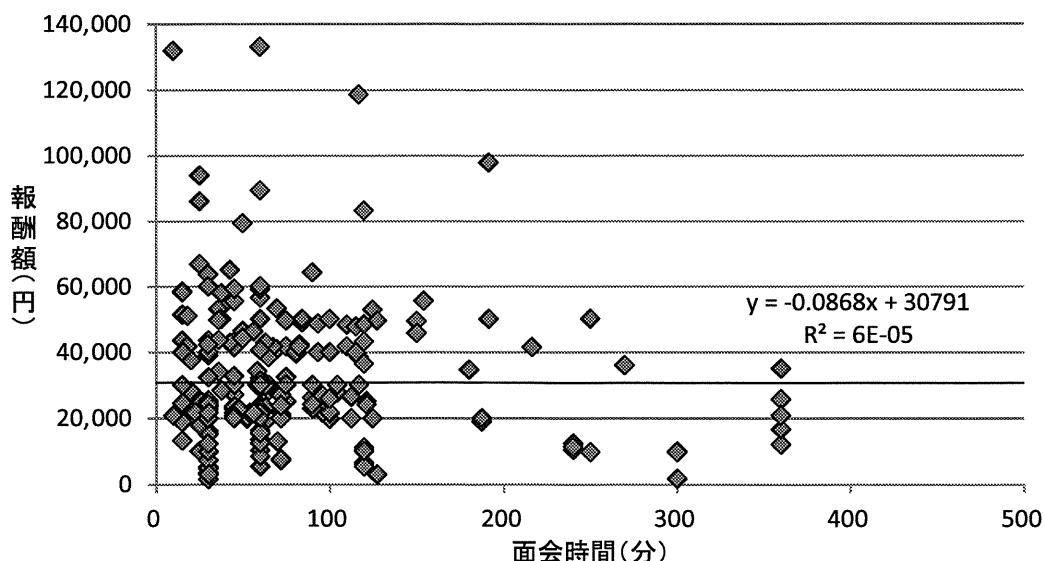


図12-17 面会時間(1ヶ月あたり)と報酬額の関係



上記のことより客観的に明らかにするために、これらそれぞれの関係について回帰分析を行った。

その結果、後見人等による 1 カ月あたりの本人との面会回数（表 12-7）、面会 1 回あたりの面会時間（表 12-8）、1 カ月あたりの面会時間（表 12-9）のそれぞれと、後見報酬との間には、いずれも統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

さらにこの結果を補強するために、後見人等によってなされた身上監護業務の実施状況と報酬額との間の関係について分析を行いたい。

ここでは身上監護活動全般の中でも、特に次の 4 つの活動を取り上げてみたい。その活動とは、「介護・生活支援」（本人の介護・介助や、買い物等の生活支援）、「通院介助」（通院の付き添い）、「施設等との協議等」（医療・介護従事者、介護施設等との相談・協議・要望など）、「豊かな生活の手助け」（旅行・趣味等の手配、墓参り等の付き添いなど）である。これらは、特に法的に後見人等に義務づけられているわけではないが、その実施によって本人の生活の質を大きく向上させることが期待される諸活動であり、後見人等の身上監護活動にかける熱心さを測る指標とみなすこともできるものである。

表12-7 回帰分析(面会回数と後見報酬額の関係)の結果

	調整済み R^2	N
回帰	-.004	252
	標準回帰係数	有意確率
面会回数	-.003	.957

表12-8 回帰分析(面会時間(面会1回あたり)と後見報酬額の関係)の結果

	調整済み R^2	N
回帰	-.001	246
	標準回帰係数	有意確率
面会時間	.073	.253

表12-9 回帰分析(面会回数(1ヶ月あたり)と後見報酬額の関係)の結果

	調整済み R^2	N
回帰	-.004	246
	標準回帰係数	有意確率
面会時間	-.008	.905

そして、これらの身上監護活動の実施状況と報酬額との間の関係を明らかにするために、それぞれの関係についての相関係数（表 12-10）を算出した。その結果、これらの関係のいずれにおいても統計的に有意な相関関係は見出されなかった（むしろ、ほとんどの相関係数がマイナスの値をとっていることから、身上監護活動を行うほど報酬額は逆に減少するというネガティブな関係の存在が示唆されることとなった）。

表12-10 相関分析(身上監護と後見報酬額の関係)の結果

	報酬額との相関係数
介護・生活支援	-.039
通院介助	.007
施設等との協議等	-.054
豊かな生活の手助け	-.060

以上のことから、身上監護活動と報酬額との間の無相関性、すなわち、本人の身上監護活動をどれだけ熱心に行おうが（本人とどれだけ頻繁に会おうが、どれだけ長時間本人と接しようが、介護・介助・生活支援などをどれだけきめ細かに行おうが）、後見報酬額にはほとんど反映されないという関係が明らかになった。

(8) 重回帰式に基づく後見報酬額の推定

以上、財産管理や身上監護に関する諸活動と後見報酬との間の関係について検討してきた。これを受けて次に、後見報酬と後見業務との関係について総合的な観点からの分析を行いたい。

ここまででは、個々の後見業務と後見報酬との関係をそれぞれ個別に分析してきたが、ここではそれら後見活動に関する諸要素を網羅的に扱って、後見報酬とそれら諸要素との間の関係についての分析を行う。具体的には、後見報酬に影響を及ぼすと考えられる後見実務の諸要素（後見人等の業態、後見業務の実施状況、本人の資産・収支など）と後見報酬との関係を、重回帰分析を用いて明らかにする。

後見報酬と特に関連が深いと考えられる後見実務に関する諸要素を、その他のさまざまな諸要素によってコントロールしながら重回帰式を導出する。ここでは重回帰式の予測力を高めるために、特別な業務を実施したケースと実施していないケースとに分けた上で、それぞれ重回帰式を求める。

まず、特別な業務を行っていないケースについては、次のような重回帰式が算出された。

$$y = 0.000344x_1 - 10514x_2 + 21405$$

y = 後見報酬額

x_1 = 本人の金融資産額

x_2 = 親族後見人であるか否か

決定係数 (R^2) に示されているように、上記 2 つの説明変数 (x_1, x_2) によって被説明変数 (y) のおよそ 4 割近くが説明されている（表 12-11）。これをより分かりやすく言えば、後見報酬額は、本人の金融資産額、ならびに親族後見人であるか否かということによって、そのおよそ 4 割近い部分を説明することができるということである。

表12-11 重回帰分析(後見報酬額と後見実務の諸変数との関係)の結果(特別な業務を実施していないケース)

	調整済み R ²	N
重回帰	.373 **	246
	標準偏回帰係数	相関係数
金融資産	.622 **	.594 **
親族後見人	-.163 **	-.054

** p < .01

また上記の重回帰式は、一般的な後見報酬額を予測するために利用することもできる。

この重回帰式からの単純計算によって、一般的な後見報酬額(特別な業務が行われていない場合)を推計すると次のようになる。すなわち、ベースとなるおよそ21,000円(いわば、普通に後見業務を行っていれば通常得られる基本報酬額)に、本人の金融資産額のおよそ2,900分の1の金額を加え、そして親族後見人である場合、ここからおよそ11,000円を差し引いた金額を、後見報酬として1カ月に得ることができる計算となるのである。(誤解がないように補足しておくが、ここで予測値は、親族後見人である場合に約11,000円後見報酬が少なくなる傾向があることを示しているだけで、親族後見人であることそれ自体が報酬額の減額根拠となっていることを示しているわけではない。換言すると、後見人の業態は、後見報酬額が定まる際のある種の総合指標としてみなしうる、と言うこともできる。)

続いて、特別な業務を行っているケースについては、次のような重回帰式が算出された。

$$y = 0.000276x_1 + 0.000780x_2 + 25601$$

y = 後見報酬額

x₁ = 本人の金融資産額

x₂ = 特別な業務による本人の経済的利益

決定係数に示されているように、上記2つの説明変数によって被説明変数のおよそ5割以上が説明されている(表12-12)。すなわち後見報酬額は、本人の金融資産額と特別な業務による本人の経済的利益とによって、そのおよそ半分以上の部分を説明することができるということである。

表12-12 重回帰分析(後見報酬額と後見実務の諸変数との関係)の結果(特別な業務を実施したケース)

	調整済み R ²	N
重回帰	.506 **	52
	標準偏回帰係数	相関係数
金融資産	.358 *	.596 **
特別な業務	.478 **	.656

* p < .05 ** p < .01

また、この重回帰式からの単純計算によって、一般的な後見報酬額(特別な業務が行われている場合)を推計すると次のようになる。すなわち、ベースとなるおよそ26,000円の上に、本人の金融資産額のおよそ3,600分の1の金額、ならびに特別な業務によって本人が得た経済的利益のおよそ1,300分の1の金額を加算した額を、後見報酬として1カ月に得ることができる計算となる。

(9) 財産管理・身上監護に関する諸要素と後見報酬との関係に関する分析

以上、後見報酬と後見活動の諸要素との間の関係の分析、ならびにその分析を通じた後見報酬額の推定を行った。

これを踏まえて、最後に、財産管理と身上監護に着目しながら、後見報酬と後見活動の諸要素との間の関係に関する分析を行う。具体的には、財産管理と身上監護に関連する代表的諸要素をそれぞれ網羅的に扱いながら、それらと後見報酬との間の関係について重回帰分析を用いて分析する。

表12-13は、財産管理と身上監護それぞれを代表する諸要素と、後見報酬との間の関係について重回帰分析を行った結果である（財産管理と身上監護それぞれの代表的諸変数が被説明変数に与える影響力の大きさを知るため、ここではあえて統計的に有意でない変数も回帰式に投入してある）。

表12-13 重回帰分析(後見報酬額と後見実務の諸変数との関係)の結果(財産管理と身上監護)

	調整済み R ²	N
重回帰	.477**	52
	標準偏回帰係数	相関係数
金融資産	.278**	.559**
特別な業務	.484**	.670**
収支	.102	.545**
面会回数	.060	.054
介護・生活支援	-.067	-.013

** p < .01

これを見ると、後見報酬額は、本人の「金融資産」と、「特別な業務（特別な業務による本人の経済的利益）」とによって、そのおよそ半分近い部分が説明されていることが分かる。この点、「特別な業務」は、本人の金融資産を増加させることにつながる業務であるゆえ、結局のところ後見報酬は、本人の「金融資産」（本人はどの程度金融資産を保有しているのか、そして後見人等はそれをどの程度増やすことができたのかということ）によって、そのほぼ半分が説明されることになる。その意

味で言うと、財産管理に関する代表的要素の1つである「収支」も後見報酬に影響を与えていたはず（収支の赤字化を回避できれば、本人の金融資産を減らさずに済む）と予想されるところであるが、分析結果からは、この収支（の健全性）は後見報酬にほとんど影響を与えていないことが示された。

以上は財産管理に関する諸要素であるが、次に身上監護に関する諸要素を見てみると、身上監護に関する諸要素は後見報酬にほとんど何の影響も与えてないことが明らかになった。具体的には、「面会回数」、「介護・生活支援」とともに、報酬額との間に統計的に有意な相関関係は何ら成立していなかった。それゆえ、どれだけ本人と面会を重ねようが、また本人の介護や生活支援をどれだけ熱心に行おうが、それが後見報酬額に反映されることはほとんど期待できない、ということである（「介護・生活支援」にいたっては、標準偏回帰係数の符号がマイナス（報酬額と負の関係）になっている）。

以上のことを一言でまとめると次のようになる。

すなわち、後見報酬は、財産管理、なかでも本人の金融資産の多寡（ならびにそれを増加させる特別な業務の有無）によってその多くの部分が決まっており、一方で身上監護については、その実施状況が報酬額に反映されることは基本的にはほとんど無い、ということである。

一般に後見活動においては、財産管理はもちろんのこと、本人の身上監護もそれと同様に重要なものとされているにもかかわらず、以上の分析から明らかになったのは、後見報酬にはもっ

ばら財産管理だけが考慮され、身上監護はほとんど考慮されていない、という実態であった。だがこれは、成年後見の制度趣旨にもとる問題状況であるといえ、今後、後見報酬決定にかかる制度運用をより適切な形に是正していくことが求められるだろう。

13. 今後の課題と展望

以上、現在の後見実務の実態について、客観的かつ網羅的に分析・検討を行ってきた。

これを受けた後に、後見実務の現状について各項目ごとにその概要をまとめた上で、成年後見の今後の課題と展望について述べてみたい。

(1) 後見制度利用の動機

a. 本研究のまとめ

人々が後見制度を利用しようとする主要な動機は、そのほとんど（全体の8割以上）が財産管理を目的とするものであった。他方、身上監護を主要な目的とするものは全体のごくわずか（約5%）に過ぎなかった。

一般に成年後見において、本人の身上監護は非常に重要な要素とみなされているが、後見制度利用の目的としてはあまり重視されていないのが実情である。

b. 今後の課題と展望

本調査の結果から、判断能力が不十分な人やその周囲の人々は、好むと好まざるとにかくわらす、さまざまな場面で、契約の相手方から後見制度の利用を求められることが多い、という実情が垣間見られた。

特に、財産管理の相手方といえる金融機関等は、身上監護の相手方といえる医療・介護機関等に比して、本人に係る法律行為について後見制度の利用をより強く求める傾向が強いようである。

では、なぜ、金融機関等は、医療・介護機関等に比べて、後見制度の利用をより強く求めるのであろうか。逆に言えば、なぜ医療・介護機関等は、金融機関等に比して、後見制度の利用をあまり求めないのであろうか。

その理由の1つに、金融機関等と医療・介護機関等の間の、契約に対する意識の違いがあろう。この意識の違いとは、本人の代理人に対する意識の違い、無権代理により事業者に生じるリスク管理の違い、表見代理が成立しない場合のリスク対策の違い、である。

一般に、判断能力が不十分な人に代わって行為を行っている者に対し、契約時点において、どのような権限を有しているか相手に尋ねることは、取引の“売る側”として比較的簡単にできることのはずである。それを行わずに、無権代理人の要求に応じた契約等により生じたリスク（未払い金の支払い等）を、表見代理をもとに本人や無権代理人に負わせようすることは、成年後見制度の認知度が高まるにつれて、今後一層できにくくなるであろう。金融機関等は、このようなことを、医療・介護機関等に比してより理解しているということなのだろう。

また、身上監護を後見制度利用の主要な目的とするものはわずか5%程度であるにも関わらず、後見人等による身上監護業務の実施率は全体の5割前後にものぼっていることを示す本データから、次の点が示唆されよう。すなわち、金融機関等からの後見利用の勧めにより後見人等になった者は、財産管理だけでなく、身上監護（医療・介護等の契約など）を行う際にもその立場を活用している、ということである。

医療・介護等事業者は、本人の判断能力が不十分なことをかなりの精度で把握しながら、当

該契約の有効性やリスクについての認識が十分とはいえない場合が多いようである。その背景には、主務官庁等からの指導、当該分野における契約慣行、面倒なことを回避して利益追求を図ろうとする経営姿勢、などの事情があるように思われる。だが当該分野の契約化が進むなか、表見代理が成立しづらい現状を鑑み、利用者保護だけでなく事業者保護の観点からも、現在の運用について抜本的に見直す時期が来ていると言えよう。

(2) 後見関係者の社会的属性

a. 本研究のまとめ

1) 後見関係者の性別

後見関係者の性別をみると、本人の約7割は女性であり、また親族後見人の約6割、申立人の約5割、協力者の約7割も女性であった。後見は、支える側、支えられる側ともに、主に女性が主体になっているといえる。

2) 後見関係者の年齢

後見関係者の平均年齢をみると、本人が70代後半、後見人等が50代前半（さらに申立人が60代後半、協力者が60代前半）となっていた。このように、後見関係者は比較的年配の人達によって構成されており、70代後半（特に女性）の本人を、それより20歳ほど若い後見人等がサポートするという構図になっている。

3) 後見関係者間の関係

後見関係者間の相互関係やその態様についてまとめると、次のようになる。

一般に、親族後見の場合には、本人の子や兄弟姉妹（多くの場合、推定相続人）が、多くの親族の同意の下、自身を候補者に後見開始を申し立て、ほとんどの場合そのまま自分が選任されて、自分の兄弟姉妹や配偶者等の協力を得ながら後見活動を行っている。一方、親族以外の後見（第三者後見）の場合には、第三者（専門職や法人等）が、かなりの親族の同意の下、（多くの場合形式的に）親族や首長を申立人として申立を行ったうえで、当該第三者（専門職や法人等）が裁判所による選任を受ける、というのが一般的形態である。

4) 後見関係者の職業

後見関係者の職業をみると、無職の人がその多くの割合を占めていた。本人の9割以上、親族後見人の約4割、申立人の2割以上、協力者のおよそ半数の人は無職であった。これは、後見関係者が全体として年配の人々によって構成されており、また本人は判断能力が不十分で、ほとんどの場合就業が困難である、といった理由による。またその他の職業としては、後見人等として主婦や会社員、専門職などといった人々が、また申立人としては首長（首長申立）などが、その主要な部分を占めていた。

b. 今後の課題と展望

本調査より、後見が、介護同様、高齢者問題であり、かつ、家族・親族問題でもある実態が認められた。一般に、後見人（特に親族後見人）は介護者兼後見人であることが多いことから、介護疲れ同様、後見疲れが今後社会問題化していく可能性もある。

このため、介護がそうであったように、後見に係る人材や費用を社会化していくことが今後重要な課題となろう。例えば、後見保険等の社会保険制度の創設や、民間の創意工夫による後

見保険やサービスの提供などが考えられるが、これらも今後の検討課題となっていくだろう。加えて、後見プラン、後見マネジメント、後見人等に対する経済的支援、レスパイト・ケアならぬレスパイト・後見、後見の第三者評価、なども検討の余地があるかもしれない。

しかし、24時間365日といわれる介護に比べ、後見に基づく代理権や同意権等の行使頻度は、それほど多いわけではない。実際、後見が始まつてまもなく、当初の懸案事項を解決した後は、後見人の権限を用いる機会はほとんどなかった、といった事例も多くみられる。このことから、あまり大がかりな仕組みを検討するのではなく、後見はレスパイト・無権代理もしくは無権代理の追認用といった具合に、例えるならば急性期医療のように、必要時だけ利用することを前提に、その運用や制度を見直すことの方が現実的かもしれない。

このことの有り様については、今後の研究課題としたい。

(3) 後見等の形態

a. 本研究のまとめ

1) 類型や人数など

後見の類型についてみると、事案の大多数(全体の8割以上)が後見によって占められており、保佐や補助は相対的に低い割合にとどまっていた。

また、保佐人・補助人への権限付与としては、同意権、代理権の両方をつける例が多かった(保佐の約8割、補助の約6割)。さらに、「複数後見」(全体の約1割)、「複数被後見」(1割弱)、「リレー後見」(3%)など、多様な後見の形態がみられた。

2) 後見人の在任期間

後見人等の在任期間(全案件)をみると、平均でおよそ3年4カ月となっていた。後見期間の分布としては、全体の3割強が2年未満の在任期間であり、6年未満の在任期間の事案が全体の9割近くを占めていた。業態別では、親族後見人の在任期間(約4年)がもっとも長く、その他の第三者後見人は相対的に期間が短かった(後見監督人は、この第三者後見人よりもさらに在任期間が短かった)。

b. 今後の課題と展望

本調査により、人々が後見制度を利用する際、本人の判断能力がかなり不十分になってから制度を利用する事例が多いことがわかる。このように、類型が後見に至るまで制度を利用しない(換言すれば、症状が軽いうちに補助や保佐類型で制度を利用する事例が少ない)背景には、本人の「まだ自分でできる」という意識や、親族等の「親の財産を管理することは遠慮したい」という意識などがある。いずれにせよ、これでは、本人の意に基づいた代理行為や同意行為は難しく、本人の利益を図る後見というよりは、むしろ推定相続人や契約の相手方の利益を図る後見になってしまう可能性が高い。このような事態を避けるためには、例えば後見類型において、原則、後見監督人を付す、もしくは家庭裁判所に対する報告を現行よりも頻繁に(例えば半年ごとに)行う、などの方策を新たに導入することなどが考えられよう。

後見制度の制度趣旨からいえば、自己決定権の尊重ならびに残存能力の活用の観点から、補助類型であれば代理権よりも同意権が重視され、保佐類型であれば(分野によって若干の差があるにせよ)代理権と同意権が均等化され、後見類型であれば当然にして代理権が優位とされ

るべきであろう。

しかし本調査から、例えば補助類型において、全体の8割を超える事案に代理権が付されている実態がみとめられた。このことは、制度趣旨からは望ましい事態ではないが、運用上、補助人の代理行為を被補助人が認める、ないし被補助人の行為を補助人が認めることを通して、補助人の代理行為に本人の同意が反映される限りにおいては認容されよう。そうすると、本人の同意を得たことをどのように証明するか、ということについての仕組みづくりが必要になってくるだろう。それにより、後見制度の適切な時期における利用（症状が進んでしまう前段階における制度利用）や、本人の意向を反映した制度運用などが行われやすくなると考える。

本調査により、後見人等の平均在職期間が3年強、長くとも6年程度という実態が垣間見られたことは、後見活動の期間のめどを立てるにあたり非常に参考になるだろう。しかし、一般に障がい者の後見は、高齢者の後見よりも期間が長くなる傾向にあることに留意する必要がある。そのため、今後の研究においては、障害者の後見事案をより多く取り入れ、活動期間のめどを障害種別で検討できるようにしていくことで、社会的支援の有り方をより具体化していく必要があると考える。

(4) 後見開始申立の態様

a. 本研究のまとめ

1) 本人調査と精神鑑定

後見開始申立における本人調査の有無についてみると、後見案件のほとんど（全体の8割）の案件で本人調査が実施されていた。

また、本人の精神鑑定の有無についてみると、全体の約半数の案件で鑑定が行われていた（ただし、近年の精神鑑定実施率は低下傾向にある）。その鑑定料の相場としては、約10万ないし5万円となっていたが、この相場の水準は近年低下傾向にある。

2) 後見開始申立書の作成

後見開始申立書の作成者についてみると、親族後見においては、ほとんどの場合（全体の8割以上）、申立人自身が申立書を作成しているのに対して、親族以外の後見においては、多くの場合（全体の7割以上）で、後見人等候補者がその作成（ないし作成支援）を行っていた。

3) 第三者後見人および監督人選任の理由

後見人等として、親族ではなく第三者が選任された事案の理由をみると、法律業務等における専門職の優位性といった積極的な理由（「多額の資産の管理」や「法律行為の必要性」などの理由）に基づくものよりも、むしろ親族における適任者の不在といった消極的な理由（「後見人に適当な親族がいない」や「親族が高齢、病気等」などの理由）に基づくケースの方が圧倒的に多かった。

4) 開始審判までの期間

後見申立から後見開始審判までの期間をみると、その平均期間は約70日であり、ほとんど（全体の約8割）の事案で、申立から3カ月以内に後見等開始審判がなされていた（近年、この審理期間は短縮化傾向にある）。

b. 今後の課題と展望

後見制度において、本人の事理弁識能力の判断については、医師による診断書、医師その他の者による鑑定、のいずれかもしくは両方を参考とし、家裁が類型をもってこれを定めることになっている。だが、鑑定に係る現行の運用をみると、民事訴訟法の鑑定（例えば宣誓をする）というより、むしろ本人の能力に対する一専門家からの意見聴取としてなされているのが実態といえよう。加えて、①鑑定をする者を申立人等が用意してくる、②診断書や鑑定の費用が事案によってまちまちである、③鑑定書の作成を拒む医療従事者が少なからずいる、などといった問題状況も生じている。さらに、診断書や鑑定を要するがゆえに審理時間がかかることで、本人が不利益を被るリスクも高くなる。そもそも、本人の事理弁識能力について、医師であるからといって精緻にこれを測定することは難しく、実際、そのような趣旨のことを明言する医師もいる。また海外のように、金銭管理能力を測定するアセスメント技法が確立されているわけでもない。

これらの事情を鑑み、現状に対する改善策として、例えば、医師等が関与する要介護認定や障害認定の手続きの中に、要後見アセスメントを盛り込み、現行の診断や鑑定の代わりにする、などといった方策の導入が考えられる。要介護や障害等の認定のアセスメントは、後見に係る診断や鑑定に比して、より精緻かつ手間暇がかかっており、科学的にも実際的にもより有用と考えることができる。コスト面を考えれば、要介護認定や障害認定とは別に、改めて全額自己負担で後見のための診断や鑑定を受けなければならない現状は、ダブルコストがかかっている感すら否めない。よって、この作業にかかるコストやマンパワーについては、福祉等の契約化に伴う必要経費として、新たに何らかの財源や人材を充てることも必要ではないだろうか。もしくは、本人の行為能力を制限しないで、本人の意思を補完するような仕組みを構築することも一案である。これらが実現されれば、後見の運用の一部を司法以外に移管することも可能となり、今後の運用の円滑化に資することにもつながるだろう。

これについては、本研究の調査範囲を超える内容かもしれないが、今後、さらに検討を深めていく予定である。

(5) 本人の状況

a. 本研究のまとめ

1) 本人の健康状態

本調査においては、被後見人等のうちの7割以上の人気が認知症を患っていた。また、知的・精神・身体障がい者が、被後見人全体の約3割強（精神15%、知的14%、身体3%）を占めているほか、全体の1割強の人が上記以外の慢性病等の疾病を患っていた（複数の疾病や障がいをもっている人もいる）。

2) 本人の居住状況

本人の居住状況をみると、本人は、後見開始申立前から、独居ないし施設居住であるケースが多いが、後見開始後、本人の施設等への入居率はさらに高まって、最終的に本人のほとんど（8割以上）が施設居住となっていた。

施設入居先の内訳としては、後見開始前には病院（全体の3割弱）が最も多いが、後見開始後、この病院の比率は減少し、代わりに有料老人ホームやグループホームなどへの入居率が高まる

傾向にあった。

さらに、一貫して施設等へ入居しない人の割合は全体の2割弱に過ぎず、8割強の人は、後見開始前から（全体の約6割）、あるいは後見開始後に（2割強）、施設に入居していた。

b. 今後の課題と展望

被後見人は、精神疾患のみならず、複数の疾病や障がいをもっていることが多いゆえ、後見人は、本人の健康状態を理解し、必要で十分な医療・介護・服薬・リハビリ等について自分なりの見解を持つよう努めなければならない。そのために、本人に供するヘルスケア等事業者とは別の、当該分野に詳しい者との連携を図っていくことも、後見人にとって重要なことと思われる。

「後見制度は、いわゆる問題のある人を施設に入れるための形式要件を整えるもの」といった認識を持つ医療・福祉関係者も少なからずみられるところであるが、本調査における居住状況データは、それをある程度裏付けるものであろう。このような認識は、「住み慣れた家や地域で過ごす」という一般に支持される人々の思いとは相いれないものであろう。とはいっても、親族の介護力、地域の医療介護の資源の多寡、本人の支払い能力などの理由（多くは、後見人の工夫や努力を超えるものである）により、本人の意に沿ったベストな居住環境ではなく、やむなくセカンドベストの選択に結果的になってしまふことも少なくないだろう。この問題に関する改善策の検討は、今後の重要な課題となるだろう。

(6) 本人との面会状況

a. 本研究のまとめ

1) 本人との面会回数と時間

本調査において、後見人等による本人への面会回数を見ると、1カ月あたりの平均的な面会回数は約2.8回であった。このうち親族後見人は、1カ月あたり平均で約8回（特に本人と同居している後見人は約26回）であるのに対し、第三者後見人のそれは1.5回ほどに過ぎなかつた（さらに後見監督人は、0.03回とごくわずか）。

また、後見人等が本人に接する面会1回あたりの平均時間についてみると、平均的な面会時間は約75分であった。そのうち親族後見人は、面会1回あたり平均で約3時間（特に本人と同居の場合は約9時間半）本人と接しているのに対し、第三者後見人のそれは1時間弱ほどにとどまっていた（後見監督人にいたっては、わずか15分であった）。

以上のように、本人との面会回数や面会時間は、後見人が本人と同居しているか否か、また面会者が親族かそれ以外かの違いによって、大きな差が生じていた。

2) 面会回数および面会時間の分布

後見人等による本人との面会回数と面会時間の分布状況についてみると、親族後見人の場合、1カ月あたり2回程度面会するという事案が多く、また第三者後見人の場合、1カ月に1回程度面会するという事案が最も多かった。このように、第三者後見人よりも親族後見人（なかでも本人と同居している後見人）の方が、面会回数、面会時間ともにはるかに多かつた。

b. 今後の課題と展望

本人との面会については、その実施要件（目的、必要性、職責など）がいまだ明確にされていないこともあり、その適切な面会頻度や内容に関して（例えば、面会は多ければ多いほど・長ければ長いほど良い、月1回1時間でよい、必要な時だけでよい（不必要であれば年に1回の面会すらいらない）といったように）、現在、意見が分かれているところである。

この点につき、後見する側における面会の必要性は何かといえば、財産管理や身上監護業務における本人の意思確認、手続きの相談や報告などということになるだろう。

他方、後見される側の必要性は何かといえば、必ずしも後見業務に基づくものではなく、より主觀的・心理的欲求に基づくものと推測される。この点、保佐や補助であれば、本人の要望を根拠として面会しようと思えばできるだろうが、後見であればそれもままならなくなる。他方、本人の気持ちの変化を探るという後見する側の観点からすれば、その要領を得るまで面会等を実施するということも考えられるが、そもそもそれが困難な場合もある。

今後、これらを身上監護業務に付帯するものと考え、いわゆる福祉系の専門職後見人と法律系の専門職後見人の比較、それらと親族後見人との比較などを通じ、専門職の優位性の有無を含め検証していく予定である。またこれを含め、面会の実施要件を明らかにしていくことを目指し、後見類型ごとの面会頻度、代理権や同意権の付与（範囲）の差異による面会頻度、面会頻度と業務の質や量、などの視点に基づきながら検討を続けていきたい。

(7) 後見業務の実施状況

a. 本研究のまとめ

1) 財産管理の実施状況

後見人等によって実施される業務（動産の取引・管理）について見ると、「預貯金・口座の管理、入出金等」（全体の9割以上）と「定期的な料金の支払い・受領」（9割強）がもっとも一般的・日常的に行われていた。これらに續いて、「各種商品・サービスの契約・手続き」（全体の4割強）、「保険金の受領等」（2割弱）、「各種物品の売買」（2割弱）、「金銭貸借・債務返済」（1割強）などの業務の実施率が高かった。

これに対し、不動産に関する取引や契約等は、その性質上、動産のそれと比べると実施機会はさほど多くなかった。不動産売買や賃貸借契約などが必要に応じてなされる程度であり、複数回にわたって継続的に不動産の処分がなされることとは、ごく稀であった。

2) 身上監護の実施状況

身上監護に関する業務の実施状況について見ると、①医療関連では「医療契約」（全体の約半数）や「入退院の契約・手続き」（4割弱）が、②介護関連では、「介護サービス契約・解約」（約6割）や「介護施設入退所」（約4割）が、③福祉関連（特に障がい者関連）では、「障がい者サービスの契約・解約」（1割弱）が、④医療・介護・福祉全般の業務では、「施設や関係者等との協議・要望等」（5割強）が、比較的多く実施されていた。

また事実行為として、「医療同意」（全体の2割弱）、「本人の介護・生活支援等」（1割弱）、「通院等の付き添い」（1割強）などが行われていた。

3) 相続、法的対応、その他の実施状況

相続や法的対応などの業務の実施状況について見ると、「相続・遺贈の承認・放棄等」（全体

の1割強)、「遺産分割協議等」(1割弱)、「消費者被害への対応」(3%)など、その実施率は非常に低かった。

またその他の業務として、「報告書作成」(9割強)、「親族対応」(4割弱)などが高い割合で行われていた(この点、後見人は1カ月に平均1.4回ほどの頻度で「親族対応」(1回あたり約40分)を行っていた)。

b. 今後の課題と展望

本調査により、後見業務においては、財産管理、身上監護、法的対応のいずれもがまんべんなく行われていることが示され、その業務の幅広さが改めて確認された。

また本調査において、紛争性が高く法的対応を要する事案について、もともと発生頻度が低いとはいえ、その実施率に関して、親族後見人と専門職後見人との間に特段の差は見られなかつた。このことは、「紛争性の高い事案は専門職後見人へ」という一般論が、必ずしも支持されない可能性を示している。

同様に、身上監護業務において、福祉系の専門職がそれ以外の後見人に比して、手続き上の効率性や本人の心身に及ぼす効果の観点から優位であると主張されることがあるが、この主張を裏付けるような根拠は必ずしも見い出されなかつた。

後見人が有する職種(法律職や福祉職等)が醸し出すイメージではなく、実質的にどのような優位性がどれほどあるのかということについて、今後、専門職後見人を対象とする業務比較研究などを通じて明らかにしていく必要があると考える。

さらに今回の調査結果を受けて、来年度においては、個別事案に焦点を当て、本人の意思、その行為の必要性や相当性などの観点から、個々の事案を分析しつつ、本人ならびに本人のキーパーソンに対するヒアリング等を通じ、後見活動に対する本人評価ならびに第三者評価のあり方を検討していく予定である。

また身上監護について、本人が高齢者である場合と障がい者である場合とでは、後見業務の内容にある程度の違いが生じると考えられるが、いわゆる障がい者後見の事例収集が比較的困難であり、現段階では十分なサンプル数が収集されていないため、次年度に事例集等を踏まえながら、その比較・検討を行っていくこととしたい。

(8) 後見事務報告書の作成・提出状況

a. 本研究のまとめ

1) 後見事務報告書の作成者

後見事務報告書の作成者をみると、その主体として最も多いのは「後見人等」(全体の約9割)であった。ただ、親族後見においてはこの割合はかなり低く(6割強)、他の人々に手伝ってもらいながら作成を行う後見人が比較的多かつた。

2) 後見事務報告書の提出回数と間隔

本調査において、後見人等が、本調査時点(ないし後見終了時点)で、それまでに報告書を提出した平均回数は約3回であり、その平均的な提出間隔は約9カ月であった。この点、特に第三者後見において、「初回報告書」の提出を求められる場合が多いことにより、後見開始日から報告1回目までの提出間隔(約4カ月)は、相対的に非常に短くなっていた。

b. 今後の課題と展望

後見事務報告書の作成に関して、親族以外の後見人の場合は、自身の所属団体や業界において研修や情報獲得の機会が得られることから、報告書の作成も比較的容易と考えられるが、対して親族後見人の場合には、そのような機会にも恵まれず、ある意味、孤独に後見業務を行っているのが実情である。このような親族後見人については、後見業務はもちろんこと、報告書作成に対しても、社会的支援の整備が今後必要になってくると思われる。

また、報告の期間、頻度、内容については、見守り同様、その目的や必要性をより明確にすることが今後重要になってくるだろう。というのも、現在は、何をどのようにしたかという観点に基づくいわゆる手続き評価（行ったことの記述）が主なものとなっているようだが、例えば期首に設定した目標やゴールがどの程度達成されたかを期末に示す進捗評価、結果評価、成果評価、などの考え方や手法を本分野にも取り入れていくことが有用と考えるからである。それにともない、現在使用されている報告書のフォーマットが変更されたり、それを読み評価する者の属性が現在とは異なっていく可能性も十分にあろう。

この評価の枠組みを構築することが本研究の最大のテーマの1つであるので、来年度も研究を進めていくことで、この課題に関する検討や提言を行っていきたい。

(9) 本人の資産の状況

a. 本研究のまとめ

1) 保有資産の金額と推移

被後見人等の世帯が保有している平均的な資産を見ると、金融資産が約2千2百万円、不動産が約700万円で、総資産が約2千9百万円であった。これを一般的な高齢者世帯と比べると、被後見人世帯の金融資産は、高齢者世帯に比べて1割ほど多いが、他方、不動産はその3割ほどに過ぎず、結果として総資産は高齢者世帯の約7割の水準となっていた。

また、本人の保有資産額の推移をみると、後見開始後、不動産が大幅に減少する一方で、金融資産は逆に増加しており、結果として全資産はわずかに減少していた。

2) 保有資産の業態別比較

本人の保有資産を各業態間で比較すると、次のようであった。

不動産については、各業態の後見いずれにおいても、後見開始後（多くの場合開始から2～3年以内）に本人の不動産が売却されることが多く、その結果所有不動産が大きく目減りしているが（最終的に不動産はおよそ半減）、親族と社協による後見においてはその変動が比較的大きいのに対して、専門職後見においてはその変動の度合いが比較的穏やかであった。

また金融資産については、①各業態の後見いずれにおいても、後見開始後の不動産売却などによって金融資産額は増加していた、②親族以外の後見においては、後見開始後2～3年以内に不動産売却等が行われることが多く、その売却益により金融資産が大きく増える傾向にあった、③なかでも特に社協は、2、3回目の報告の時期に不動産売却を行うケースが多かった、④他方、親族後見においては、後見開始後すぐに積極的に不動産売却が行われて金融資産が急増するということはなかった。

さらに全資産については、①各業態の後見いずれにおいても、総資産額は安定的に推移しており特に大きな変動はみられなかった、②4つの業態の中では、親族後見における総資産の

平均額がもっとも高く、高齢者世帯の総資産平均額と同程度の金額となっていた、③親族以外の業態における総資産平均額は、高齢者世帯のそれをいずれも大きく下回っていた。

3) 金融資産と不動産の内訳と推移

金融資産と不動産の内訳と推移については、次のようにまとめられる。

金融資産については、①被後見人の金融資産は、「預貯金・現金等」によってそのほぼ8割が構成されていた、②金融資産は、後見開始後に全体的に増加するとともに、その各要素も同様に増加していた、③特に2、3回目の報告時期に、不動産売却等によって「預貯金・現金等」が大きく増加していた、④「株式・債権等」と「保険」は、大きな変動もなく、なだらかな増加傾向にあった、⑤負債は、後見開始後、比較的早い段階でそのほとんどが返済されていた。

また不動産については、①被後見人世帯の不動産平均額は、一般的高齢者世帯のそれの2割程度の水準に過ぎなかった、②保有不動産のほとんど（8割以上）は宅地によって構成されていた、③後見開始後、被後見人の所有不動産は売却されるケースが多く、それにより不動産は半減するまでに目減りしていた、④一方で、「住宅」は大きく急減することもなく、ゆるやかな減少傾向にあった。

4) 本人の保有資産全体の割合とその変化

本人の資産全体の特徴をまとめると、次のようになる。

①「預貯金・現金等」が、本人の資産の主要部分（全体の6～7割）を占めていた、②後見開始後、「宅地」が大きくその比率を低下させ、その低下した分、「預貯金・現金等」が増えている、③「負債」の比率は最大でー2%程度であり、その比率は比較的小さかった。

5) 資産の変化率の推移

資産の変化率の推移についてまとめると、次のようになる。

①本人保有資産は、第1回報告時にはほとんど変化していなかった、②不動産は第2回、第3回報告時に連続して大きく減少し、第5回報告以降にも再び減少傾向となっていた、③金融資産は不動産とほぼ逆の動きをし、不動産が減少すればその分増加していた、④総資産は、金融資産の変化にほぼ連動して変化する傾向にあった（ただしその変化は金融資産より緩やかであった）。

6) 資産総額の分布状況

資産総額の分布状況についてまとめると次のようになる。

①本人の保有資産は、あまり資産を持っていない比較的貧しい層と、逆に多額の資産を有する豊かな層の2つに大きく分かれていた（特に申立時）、②各個人の保有資産額のばらつき（標準偏差）はかなり大きかった、③この保有資産額のばらつき（保有資産の格差）は、後見開始後に小さくなっていく傾向にあった。

b. 今後の課題と展望

「成年後見はお金持ちの財産を護る制度」というイメージが依然一般的かもしれないが、本調査から、被後見人は資産の少ない者から比較的多い者まで実に幅広く、結果として、平均的な資産状況の人が後見制度を利用しているケースが多いという実態が明らかになった。

また資産の内訳については、後見人等の関与により不動産を処分し動産化する傾向が見られるが、総じて本人の資産総額は目減りしている。このことは後見人の失態ではなく、本人の属性を鑑みるに、なかば当然のこととしてみなすべきであろう。

今後は、全体としての資産の増減だけでなく、個別事案を考慮に入れつつ、資産の各要素の変化や目減り額の相当性などに焦点を当てつつ研究を深化させていく予定である。

(10) 本人の収支の状況

a. 本研究のまとめ

1) 収支等の全般的状況

被後見人等の世帯における平均的な1年間の収支等を見ると、収入、支出ともに約310万円で、収支が約-1万円とわずかながら赤字となっていた。これを一般的な高齢者世帯と比較すると、その収支等は、どちらも似たような構造となっているが、被後見人世帯の方が収入・支出ともに多く、収支もほぼ均衡していた。

また、被後見人世帯は、一般に介護施設等への入居率が高いため、介護費（特に施設費用）が支出の半分近くを占めていた。だが、収入のおよそ半分を占めている年金等の収入だけでそれを賄うことができず、不動産売却等を通じた特別な収入によってその不足分を穴埋めしている場合が多くかった。その結果として、支出、収入ともに、一般的な高齢者世帯のそれを少し上回る水準となり、収支もかろうじて均衡を維持できているという状態であった。このように、被後見人世帯の収入額と支出額の水準の高さは、被後見人世帯の方が一般的な高齢者世帯よりも裕福であることを示すものではない。被後見人の施設居住率の高さゆえに支出額が増大し、またそれを賄うための不動産売却等によって収入額が増大することによって、結果として収入と支出が大きくなっているだけのことである。

2) 収支等の推移の全般的状況

本人の収支等の推移についてまとめると次のようになる。

①申立時から第1回報告時にかけては、収支等はほとんど変化していなかった、②第2回報告時に収入と支出が急増し、その結果収支が大きく改善していた、③その後収入と支出は急速に減少し、収支は再び赤字へと転落していた、④このように後見における収支は基本的に赤字傾向にあり、これを特別な収入（特に不動産売却）により補填することによって、なんとか大幅な赤字化が避けられていた。

3) 収支等に関する業態別比較

収支等について業態間で比較した場合、次のようにまとめることができる。

①後見における本人の収支は、いずれの業態においても基本的に赤字構造といえる、②後見開始後、本人の施設入居等にともなう大きな出費により、大幅に赤字化してしまう可能性が高まる傾向がみられた、③その大幅な赤字化を回避し、施設費用等の長期的な支出に備えるために、本人の不動産が売却されるケース多かった、④それにより大幅な赤字転落は避けられ、赤字ではあるが比較的安定的な収支の管理が行われていた。

4) 収入の内訳とその推移

本人の収入の内訳とその推移について、次のようにまとめることができる。

①一般に、「年金・恩給」が本人の収入のおよそ7割を占めており、被後見人等は年金等の収入に大きく依存していた、②だが第2、3回報告時において、不動産売却益等による「特別な収入」が急増し、収入全体のおよそ半分を占めるまでになっていた、③一方で「財産所得」が収入の2割前後を占めており、比率は大きいとはいえないが安定的な収入源となっていた、

④総じて収入は、「特別な収入」を除くと、その金額や各構成要素の比率について、その変動幅は小さく、比較的安定しているといえる。

5) 支出の内訳とその推移

後見における本人の支出については、「施設費用」がもっとも大きな比率を占め、次いで「生活費」が続いているが、後見開始後に「施設費用」が大きく増加する一方で「生活費」は徐々に減少していた。これは、後見開始後における本人の施設等居住率の増加と、それにともなう住居費等の費用の減少によるところが大きいと考えられる。

6) 支出の各要素の割合とその推移

支出の各要素の割合とその推移について、次のようにまとめられる。

①被後見人等の施設居住率の高さゆえに、「施設費用」が支出のもっとも大きな部分（全体の約半分）を占めており、大きな負担となっていた、②被後見人の支出の大半は社会保障関係の諸費用（全体の約6割）によって費やされていた、③「生活費」は、後見開始前は全体の3割近くを占めているが、後見開始後、施設入居等が行われることにより、その比率は大きく低下していた、④同様に「入院費用」も、後見開始後の施設入居等により、その比率は大きく低下していた、⑤後見報酬は、その費用が支出全体の5%を上回っており、決して小さくない負担となっていた。

7) 収支等の変化の状況

収入と支出の変化率（申立時比）の推移についてまとめると、次のようになる。

①支出は、第2回報告時に、施設入居金等の費用がかさむことによってその金額が急増しており、さらにその後も、施設費用等の経常的な出費により、当初の4～7割増の支出額に高止まっていた、②このような支出の増加を賄うために、第2、3回報告時期に、不動産売却等によって、一時的に大幅な収入増をもたらしているが、その後収入額は急減し、最終的に当初並の水準にまで落ち込んでいた。

8) 収支等の金額の分布状況

収支等の金額の分布状況についてまとめると、次のようになる。

①一般に、本人の収支状況は構造的に赤字傾向にあるといえる、②特に、後見開始後に支出が増大することによって、赤字に転落する件数が大幅に増加していた、③ほとんどの事案において、収支額は-150万～50万円の範囲に収まっていた、④また、収支が大幅に黒字(+100万円以上)となっている事案は非常に少なかった。

b. 今後の課題と展望

本調査により、資産同様、収支についても、その規模（平均約310万円の収入と支出）において一般的家計と特段の差はみとめられないという結果が得られたことから、成年後見は必ずしもお金持ちの制度とはいえないということがあらためて確認された。

この点、本人の収入の7割が年金や恩給であるという実態から、振り込め詐欺などに遭わないよう後見人は努めることが重要である。

本人の平均的な収支は、わずかながらも赤字（年1万円程度）となっているが、資産同様、本人の属性を考えるとむしろ自然なことと考えてよいだろう。皮肉なのは、年間数十万円になる後見報酬がなければ、赤字に落ち込まなかつたかもしれないという事実である。しかし、先に挙げた悪質商法対策に加え、社会経済生活を円滑に営む上で、後見コストを必要経費と考え